

「文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究」委託実施要項

平成29年7月31日
平成31年1月31日
令和4年2月17日
文化庁次長決定

1. 趣 旨

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造性と感性、コミュニケーション能力など、人間にとって重要な資質を形成する。とりわけ、子供たちが文化芸術を鑑賞・体験することは、豊かな「創造力・想像力」の育成に大きな効果があることから、文化庁は、2020年までに、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中に毎年1回以上は、文化芸術の鑑賞・体験ができるような環境を整えることを目指している（文化芸術立国中期プラン）。

本調査研究では、全国の地方公共団体並びに小中学校における文化芸術活動の鑑賞・体験の実態について把握する。また、調査結果を踏まえて、義務教育期間中の子供の鑑賞・体験の拡充に向けた方向性を検討する。

2. 委託業務の内容

義務教育期間中の子供の文化芸術鑑賞・体験状況について把握し、実施における課題も把握する。また、調査に当たっては、国・地方公共団体・学校など実施主体ごとに、実施状況を把握し、上記プランにおいてどの程度充足できたのかを把握する。その結果を踏まえて、義務教育期間中の子供の鑑賞・体験の拡充に向けた課題や解決に向けた方向性、国及び地方公共団体の講ずべき施策・事業の在り方を提案する。

3. 業務の委託先

委託先は、下記の（１）～（４）の要件を全て満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- （１）定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- （２）団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- （３）自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- （４）団体活動の本拠としての事務所（事務局）等を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- （１）委託を受けようとする団体等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- （２）文化庁は、団体等から提出された業務計画等の内容を検討し適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- （１）文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- （２）文化庁は、団体等が委託契約書の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、別に定めるところによる委託業務完了（廃止）報告書を作成し、業務が完了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。